

○郡山市環境審議会条例

平成7年6月28日

郡山市条例第27号

改正 平成15年3月25日郡山市条例第1号

平成20年3月27日郡山市条例第5号

平成31年3月25日郡山市条例第9号

令和2年12月18日郡山市条例第56号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議するため、郡山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の区域内に住所を有する者

(平15条例1・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(平20条例5・平31条例9・令2条例56・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年8月28日から施行する。

附 則（平成15年郡山市条例第1号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第5号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成31年郡山市条例第9号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年郡山市条例第56号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。